

平成20年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名:教育庁

H21.3.31 現在

| 番号 | 所管部局 | 所管課 (地方機関名) | 契約締結日 | 契約の名称 | 契約金額(円) | 契約の相手先 住所 氏名 | 随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載) | 地方自治法施行令 適用条項 |
|----|------|----------------|---------|----------------------------------|------------|---|---|--------------------|
| 1 | 教育庁 | 教育環境整備課 | H20.4.1 | 「内外教育」購読契約 | 2,982,780 | 東京都中央区銀座5丁目15番8号 (株)時事通信社 代表取締役社長 若林 清造 | 内外教育は時事通信社のみ発行のため | 第167条の2 第1項 第2号 |
| 2 | 教育庁 | 教育環境整備課 | H20.5.1 | 長崎東高テニスコート 整備工事に関する事務委託 | 32,000,000 | 長崎市元船町17番1号 長崎県土地開発公社理事 長 藤井 健 | 教育委員会には土木技術職員がならず、設計等の成果物の審査や工事積算、完成検査等を自ら行うことができないため、測量や工事等を円滑に進めるには、設計から入札・発注・監督・検査までの事務処理を県が直接実施する場合と同等の方法・内容で行う必要がある。よって、契約の性質が競争入札に適さず、公共用地等の取得、造成、管理、処分等を行うことにより地域の秩序ある整備と県民福祉の増進に寄与することを目的として設立された公益法人であり、学校の運動場等整備に精通している土地開発公社に依頼する。 | 第167条の2第1項 第2号 |
| 3 | 教育庁 | 教育環境整備課 | H20.5.1 | 小浜高校テニスコート 整備工事に関する事務委託 | 38,550,000 | 長崎市元船町17番1号 長崎県土地開発公社理事 長 藤井 健 | 教育委員会には土木技術職員がならず、設計等の成果物の審査や工事積算、完成検査等を自ら行うことができないため、測量や工事等を円滑に進めるには、設計から入札・発注・監督・検査までの事務処理を県が直接実施する場合と同等の方法・内容で行う必要がある。よって、契約の性質が競争入札に適さず、公共用地等の取得、造成、管理、処分等を行うことにより地域の秩序ある整備と県民福祉の増進に寄与することを目的として設立された公益法人であり、学校の運動場等整備に精通している土地開発公社に依頼する。 | 第167条の2第1項 第2号 |
| 4 | 教育庁 | 教育環境整備課 | H20.5.1 | 五島高校第2運動場 整備工事に関する事務委託 | 72,700,000 | 長崎市元船町17番1号 長崎県土地開発公社理事 長 藤井 健 | 教育委員会には土木技術職員がならず、設計等の成果物の審査や工事積算、完成検査等を自ら行うことができないため、測量や工事等を円滑に進めるには、設計から入札・発注・監督・検査までの事務処理を県が直接実施する場合と同等の方法・内容で行う必要がある。よって、契約の性質が競争入札に適さず、公共用地等の取得、造成、管理、処分等を行うことにより地域の秩序ある整備と県民福祉の増進に寄与することを目的として設立された公益法人であり、学校の運動場等整備に精通している土地開発公社に依頼する。 | 第167条の2第1項 第2号 |
| 5 | 教育庁 | 教育環境整備課 | H20.5.1 | 諫早農業高校第2運動場 防球ネット整備工事に関する事務委託 | 26,000,000 | 長崎市元船町17番1号 長崎県土地開発公社理事 長 藤井 健 | 教育委員会には土木技術職員がならず、設計等の成果物の審査や工事積算、完成検査等を自ら行うことができないため、測量や工事等を円滑に進めるには、設計から入札・発注・監督・検査までの事務処理を県が直接実施する場合と同等の方法・内容で行う必要がある。よって、契約の性質が競争入札に適さず、公共用地等の取得、造成、管理、処分等を行うことにより地域の秩序ある整備と県民福祉の増進に寄与することを目的として設立された公益法人であり、学校の運動場等整備に精通している土地開発公社に依頼する。 | 第167条の2第1項 第2号 |

平成20年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名:教育庁

H21.3.31 現在

| 番号 | 所管部局 | 所管課 (地方機関名) | 契約締結日 | 契約の名称 | 契約金額(円) | 契約の相手先 住所 氏名 | 随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載) | 地方自治法施行令 適用条項 |
|----|------|----------------|---------|----------------------------------|------------|--------------------------------------|---|-------------------|
| 6 | 教育庁 | 教育環境整備課 | H20.5.1 | 佐世保商業高校第1 運動場整備工事に 関する事務委託 | 54,000,000 | 長崎市元船町17番1号 長崎県土地開発公社理 事長 藤井 健 | 教育委員会には土木技術職員がならず、設計等の成果物の審査や工事積算、完成検査等を自ら行うことができないため、測量や工事等を円滑に進めるには、設計から入札・発注・監督・検査までの事務処理を県が直接実施する場合と同等の方法・内容で行う必要がある。よって、契約の性質が競争入札に適さず、公共用地等の取得、造成、管理、処分等を行うことにより地域の秩序ある整備と県民福祉の増進に寄与することを目的として設立された公益法人であり、学校の運動場等整備に精通している土地開発公社に依頼する。 | 第167条の2第1項 第2号 |
| 7 | 教育庁 | 教育環境整備課 | H20.5.1 | 島原商業高校運動場 整備工事に 関する事務委託 | 42,000,000 | 長崎市元船町17番1号 長崎県土地開発公社理 事長 藤井 健 | 教育委員会には土木技術職員がならず、設計等の成果物の審査や工事積算、完成検査等を自ら行うことができないため、測量や工事等を円滑に進めるには、設計から入札・発注・監督・検査までの事務処理を県が直接実施する場合と同等の方法・内容で行う必要がある。よって、契約の性質が競争入札に適さず、公共用地等の取得、造成、管理、処分等を行うことにより地域の秩序ある整備と県民福祉の増進に寄与することを目的として設立された公益法人であり、学校の運動場等整備に精通している土地開発公社に依頼する。 | 第167条の2第1項 第2号 |
| 8 | 教育庁 | 教育環境整備課 | H20.5.1 | 大村城南高校校地 面整備工事に 関する事務委託 | 33,350,000 | 長崎市元船町17番1号 長崎県土地開発公社理 事長 藤井 健 | 教育委員会には土木技術職員がならず、設計等の成果物の審査や工事積算、完成検査等を自ら行うことができないため、測量や工事等を円滑に進めるには、設計から入札・発注・監督・検査までの事務処理を県が直接実施する場合と同等の方法・内容で行う必要がある。よって、契約の性質が競争入札に適さず、公共用地等の取得、造成、管理、処分等を行うことにより地域の秩序ある整備と県民福祉の増進に寄与することを目的として設立された公益法人であり、学校の運動場等整備に精通している土地開発公社に依頼する。 | 第167条の2第1項 第2号 |
| 9 | 教育庁 | 教育環境整備課 | H20.5.1 | 西彼農業高校校地 面整備工事に 関する事務委託 | 32,000,000 | 長崎市元船町17番1号 長崎県土地開発公社理 事長 藤井 健 | 教育委員会には土木技術職員がならず、設計等の成果物の審査や工事積算、完成検査等を自ら行うことができないため、測量や工事等を円滑に進めるには、設計から入札・発注・監督・検査までの事務処理を県が直接実施する場合と同等の方法・内容で行う必要がある。よって、契約の性質が競争入札に適さず、公共用地等の取得、造成、管理、処分等を行うことにより地域の秩序ある整備と県民福祉の増進に寄与することを目的として設立された公益法人であり、学校の運動場等整備に精通している土地開発公社に依頼する。 | 第167条の2第1項 第2号 |

平成20年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名:教育庁

H21.3.31 現在

| 番号 | 所管部局 | 所管課 (地方機関名) | 契約締結日 | 契約の名称 | 契約金額(円) | 契約の相手先 住所 氏名 | 随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載) | 地方自治法施行令 適用条項 |
|----|------|----------------|----------|---|-------------------------|--|---|--------------------|
| 10 | 教育庁 | 教育環境整備課 | H20.5.1 | 長崎工業高校運動場 法面緑化整備工事に 関する事務委託 | 5,250,000 | 長崎市元船町17番1号 長崎県土地開発公社理 事長 藤井 健 | 教育委員会には土木技術職員がならず、設計等の成果物の審査や工事積算、完成検査等を自ら行うことができないため、測量や工事等を円滑に進めるには、設計から入札・発注・監督・検査までの事務処理を県が直接実施する場合と同等の方法・内容で行う必要がある。よって、契約の性質が競争入札に適さず、公共用地等の取得、造成、管理、処分等を行うことにより地域の秩序ある整備と県民福祉の増進に寄与することを目的として設立された公益法人であり、学校の運動場等整備に精通している土地開発公社に依頼する。 | 第167条の2第1項 第2号 |
| 11 | 教育庁 | 教育環境整備課 | H20.5.1 | 盲学校校地法面改修 工事に関する事務委 託 | 13,200,000 | 長崎市元船町17番1号 長崎県土地開発公社理 事長 藤井 健 | 教育委員会には土木技術職員がならず、設計等の成果物の審査や工事積算、完成検査等を自ら行うことができないため、測量や工事等を円滑に進めるには、設計から入札・発注・監督・検査までの事務処理を県が直接実施する場合と同等の方法・内容で行う必要がある。よって、契約の性質が競争入札に適さず、公共用地等の取得、造成、管理、処分等を行うことにより地域の秩序ある整備と県民福祉の増進に寄与することを目的として設立された公益法人であり、学校の運動場等整備に精通している土地開発公社に依頼する。 | 第167条の2第1項 第2号 |
| 12 | 教育庁 | 教育環境整備課 | H20.5.12 | 県有土地・建物の確 定測量及び表示保存 登記委託(単価契約) | (単価契約) 680円～170,570円 | 長崎市五島町8番7号 社団法人長崎県公共嘱 託登記士地家屋調査士 協会 理事長 峰 忠彦 | 県が発注する業務は、県内各地に点在する県有財産の測量及び登記事務であり、これらの業務を行えるのは、県内各地の土地家屋調査士が会員となっている当該団体しかないこと。 契約の相手方としては、当該団体一者であるが、委託業務は、地域や業務内容により最も適当と認められる者を当該団体が会員の中から選任し業務にあたらせることとなっているため、業務の確実な履行が期待できる。 委託料は実際に現地に入り確認しなければわからないため、まず基本単価を契約し、業務の結果、必要なものを積み上げて支払う方法は、理に合っている。 | 第167条の2 第1項 第2号 |
| 13 | 教育庁 | 教育環境整備課 | H20.8.13 | 川棚高校運動場防球 ネット整備工事に 関する事務委託 | 12,125,000 | 長崎市元船町17番2号 長崎県土地開発公社理 事長 藤井 健 | 教育委員会には土木技術職員がならず、設計等の成果物の審査や工事積算、完成検査等を自ら行うことができないため、測量や工事等を円滑に進めるには、設計から入札・発注・監督・検査までの事務処理を県が直接実施する場合と同等の方法・内容で行う必要がある。よって、契約の性質が競争入札に適さず、公共用地等の取得、造成、管理、処分等を行うことにより地域の秩序ある整備と県民福祉の増進に寄与することを目的として設立された公益法人であり、学校の運動場等整備に精通している土地開発公社に依頼する。 | 第167条の2 第1項 第2号 |
| 14 | 教育庁 | 教育環境整備課 | H20.10.1 | 島原農業高校牛舎移 転のための保安林解 除申請書等作成に 関する事務委託 | 14,500,000 | 長崎市元船町17番1号 長崎県土地開発公社理 事長 藤井 健 | 教育委員会には土木技術職員がならず、設計等の成果物の審査や工事積算、完成検査等を自ら行うことができないため、測量や工事等を円滑に進めるには、設計から入札・発注・監督・検査までの事務処理を県が直接実施する場合と同等の方法・内容で行う必要がある。よって、契約の性質が競争入札に適さず、公共用地等の取得、造成、管理、処分等を行うことにより地域の秩序ある整備と県民福祉の増進に寄与することを目的として設立された公益法人であり、学校の運動場等整備に精通している土地開発公社に依頼する。 | 第167条の2 第1項 第2号 |

平成20年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名:教育庁

H21.3.31 現在

| 番号 | 所管部局 | 所管課 (地方機関名) | 契約締結日 | 契約の名称 | 契約金額(円) | 契約の相手先 住所 氏名 | 随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載) | 地方自治法施行令 適用条項 |
|----|------|----------------|----------|----------------------------------|------------|---|---|--------------------|
| 15 | 教育庁 | 教育環境整備課 | H21.2.23 | 佐世保商業高校校地 法面整備工事に 関する事務委託 | 16,670,000 | 長崎市元船町17番1号 長崎県土地開発公社理 事長 藤井 健 | 教育委員会には土木技術職員がならず、設計等の成果物の審査や工事積算、完成検査等を自ら行うことができないため、測量や工事等を円滑に進めるには、設計から入札・発注・監督・検査までの事務処理を県が直接実施する場合と同等の方法・内容で行う必要がある。よって、契約の性質が競争入札に適さず、公共用地等の取得、造成、管理、処分等を行うことにより地域の秩序ある整備と県民福祉の増進に寄与することを目的として設立された公益法人であり、学校の運動場等整備に精通している土地開発公社に依頼する。 | 第167条の2第1項 第2号 |
| 16 | 教育庁 | 教育環境整備課 | H21.2.23 | 長崎養護学校屋外活 動広場新設工事に 関する事務委託 | 21,160,000 | 長崎市元船町17番1号 長崎県土地開発公社理 事長 藤井 健 | 教育委員会には土木技術職員がならず、設計等の成果物の審査や工事積算、完成検査等を自ら行うことができないため、測量や工事等を円滑に進めるには、設計から入札・発注・監督・検査までの事務処理を県が直接実施する場合と同等の方法・内容で行う必要がある。よって、契約の性質が競争入札に適さず、公共用地等の取得、造成、管理、処分等を行うことにより地域の秩序ある整備と県民福祉の増進に寄与することを目的として設立された公益法人であり、学校の運動場等整備に精通している土地開発公社に依頼する。 | 第167条の2第1項 第2号 |
| 17 | 教育庁 | 教育環境整備課 | H21.2.23 | 長崎工業高校テニス コート整備工事に 関する事務委託 | 19,087,000 | 長崎市元船町17番1号 長崎県土地開発公社理 事長 藤井 健 | 教育委員会には土木技術職員がならず、設計等の成果物の審査や工事積算、完成検査等を自ら行うことができないため、測量や工事等を円滑に進めるには、設計から入札・発注・監督・検査までの事務処理を県が直接実施する場合と同等の方法・内容で行う必要がある。よって、契約の性質が競争入札に適さず、公共用地等の取得、造成、管理、処分等を行うことにより地域の秩序ある整備と県民福祉の増進に寄与することを目的として設立された公益法人であり、学校の運動場等整備に精通している土地開発公社に依頼する。 | 第167条の2第1項 第2号 |
| 18 | 教育庁 | 教職員課 | H20.5.15 | 教員免許管理シス テムの開発に関する業 務委託 | 12,999,000 | 東京都品川区東品川4丁目 12番7号 日立ソフトウェアエンジニア リング株式会社 社会・公共ソリューション 営業本部 社会・公共第2営業部長 宮 田俊一 | 教員免許管理システムは、各都道府県において円滑な教員免許更新制の実現のために、各都道府県が開発を行うものである。 本システムの運用にあたっては、全国統一のシステムを構築する必要があるために、全都道府県が同一業者と契約を締結する必要があるため、各都道府県と文部科学省の職員等が会員となる「教員免許管理システム運営管理協議会」を設立し、同協議会において、仕様策定や開発委託業者の選定等を行い、各都道府県は同協議会が選定した業者と契約を締結する方式を採ることとなった。 今回、教員免許管理システムの開発を行う業者選定方法として、同協議会における企画提案公募(プロポーザル)が実施され、業者が選定されたことから随意契約とした。 | 第167条の2 第1項 第2号 |
| 19 | 教育庁 | 福利厚生課 | H20.4.1 | 健(検)診事業業務委 託 | 31,218,800 | 長崎市江戸町2-13 公立学校共済組合長崎支部 支部長 寺田隆士 | 健(検)診事業は、職員の生活習慣病対策として共済組合と共同で実施している事業であり、共済組合が窓口となって各病院と契約を締結しているため、他と競争ができず、相手方が特定される。 | 第167条の2 第1項第2号 |

平成20年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名:教育庁

H21.3.31 現在

| 番号 | 所管部局 | 所管課 (地方機関名) | 契約締結日 | 契約の名称 | 契約金額(円) | 契約の相手先 住所 氏名 | 随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載) | 地方自治法施行令 適用条項 |
|----|------|----------------|---------|-------------------------|------------|---|--|-------------------|
| 20 | 教育庁 | 福利厚生課 | H20.4.1 | 教職員元気回復・健康維持増進事業業務委託 | 64,736,000 | 長崎市万才町3-13 財団法人長崎県教職員互助組合 理事長 寺田隆士 | 財団法人長崎県教職員互助組合は、本県教職員の福利の増進、生活の安定を図り、本県教育の振興発展に寄与することを目的として、「職員の互助共済制度に関する条例」に基づいて設立された団体であり、本事業を実施するにあたっては、福利増進のための事業に精通していることはもちろんのこと、事業の目的及び内容を考慮すると、各教職員の個人情報(在職状況等)を取り扱うことから、各学校・教職員から十分信用を得ていること、その情報を適切かつ迅速に処理できること、また、各学校との連絡・調整が十分にできることが必要となる。以上から判断して、本事業を実施できるものは、財団法人長崎県教職員互助組合以外にない。よって、相手方が特定される。 | 第167条の2 第1項第2号 |
| 21 | 教育庁 | 福利厚生課 | H20.4.1 | 教職員相互扶助管理システム維持管理運用業務委託 | 10,080,000 | 長崎市恵美須町4-5 NBC情報システム株式会社 代表取締役 平井健司 | 教職員相互扶助管理システムはNBC情報システム株式会社に委託して開発が行われ、平成11年度以降の維持管理運用業務も同社が行っており、同システムについて精通している者は同社しかいない。また、同システムは福利厚生システムに連動して運用管理しており、福利厚生システムの運用管理を行っている同社に委託しない場合、トラブルにも迅速かつ的確に対処することができない。以上の理由により、相手方が特定される。 | 第167条の2 第1項第2号 |

| 番号 | 所管部局 | 所管課 (地方機関名) | 契約締結日 | 契約の名称 | 契約金額(円) | 契約の相手先 住所 氏名 | 随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載) | 地方自治法施行令 適用条項 |
|----|------|----------------|---------|--------------------------------|------------|---|---|-------------------|
| 22 | 教育庁 | 福利厚生課 | H20.4.1 | 教職員メンタルヘルス 相談業務委託 (単価契約) | 10,000 / 回 | ・長崎市川口町8-20 医療法人長寿会 清原龍内科 理事長 清原龍夫 長崎市銅座町4-14-4F すがさきクリニック 理事長 菅崎弘之 長崎市万屋町6-15-2F いりえ心療内科クリニック 院長 入江洋一 時津町久留里郷新開1446 サザンクリニック 院長 南秀雄 長崎市浜口町14-16 医療法人友愛会 田川クリニック 理事長 田川雅浩 長崎市丸尾町1-41 竹原医院 医師 竹原正之 長崎市宝町5-21-1F 医療法人 ふくしまクリニック 理事長 福嶋成幸 長崎市新地町12-8-4F 医療法人 山の手クリニック 院長 中谷晃 長崎市桜町5-8-4F みちクリニック 院長 道辻俊一郎 長崎市住吉町2-26-2F 心療内科 新クリニック 院長 松本博隆 佐世保市三浦町3-16 ふくさこ神経科 医師 福迫通保 佐世保市常盤町8-11 池上クリニック 院長 池上新 佐世保市三浦町1-11-1F 佐世保クリニック 院長 貞松典宏 佐世保市光月町1-9 森山クリニック 院長 森山研介 島原市中野町丙1165 医療法人 ウイング 理事長 高城昭紀 諫早市永昌東町15-7 医療法人青藍会 神宮司クリニック 理事長 神宮司多門 大村市坂口町374-6 医療法人 うえき心療内科 クリニック 院長 植木健 長崎市勝山町44-2-2F ひめのクリニック 院長 姫野明彦 長崎市宝町7-5-2F けんクリニック 院長 荒木憲一 大村市西部町1575-2 長崎県立精神医療センター 院長 高橋克朗 21長崎市方才町4-12 長崎県離島医療圏組合 副会長 矢野右人 | 本業務は、多くの教職員が安心して気軽に相談できるよう、県内の広い範囲にわたって医療機関を確保することが必要である。競争見積で最も安価な価格(単価)を示した一者と契約することは、一者で県内全域をカバーする医療機関がないことから、当業務の趣旨にそぐわない。よって、下記医療機関を選定。長崎県精神神経科診療所協会(左記 ~)は、県内で唯一の精神科診療所で組織する団体で、離島以外の県内各地に会員があり、相談医療機関の安定的確保が図られるとともに、本事業の趣旨が会員へ周知徹底できること。県立精神医療センターは、本事業のメンタルヘルス相談業務において、専門的な立場で十分対応できる施設・スタッフを備えており、地域医療においても住民からの信頼が厚いこと。長崎県離島医療圏組合は、離島地域の医療を確保する目的で、長崎県と離島の市町が一体となって病院を運営するために設立された特別地方公共団体であり、傘下の医療機関は離島での中核的医療を行っており、専門的な立場で十分対応できる施設・スタッフを備えているので、県内離島地区での相談医療機関の確保が図れること。以上のことから、21医療機関と随意契約とした。 | 第167条の2 第1項第2号 |

| 番号 | 所管部局 | 所管課 (地方機関名) | 契約締結日 | 契約の名称 | 契約金額(円) | 契約の相手先 住所 氏名 | 随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載) | 地方自治法施行令 適用条項 |
|----|------|----------------|---------|--|--|---|--|--------------------|
| 23 | 教育庁 | 福利厚生課 | H20.4.1 | 教職員定期健康診断 (単価契約) | 胸部X線間接撮影 900/回(税別) 胸部X線直接撮影 2,600/回(税別) 胸部X線断層撮影 3,000/回(税別) 喀痰検査 2,250/回(税別) 尿検査 400/回(税別) 血圧検査 200/回(税別) 身長・体重・ 視力検査 100/回(税別) 聴力検査 350/回(税別) 心電図検査 1,400/回(税別) 採血検査 3,384/回(税別) 胃検査 4,150/回(税別) 近見視力検査 100/回(税別) P S A検査 1,600/回(税別) 腹囲測定 100/回(税別) | 諫早市多良見町化屋 986-3 財団法人 長崎県健康事業団 理事長 井石哲哉 | 財団法人長崎県健康事業団は、県下唯一の総合的な検査機関で検診車を保有しており、学校単位又は地区単位に巡回検診が出来るので、県内全域にわたる受診者に利便で大量に人員の受入が可能であり、他に県内全域をカバーできる機関がない。以上のことから、相手方が特定される。 | 第167条の2 第1項第2号 |
| 24 | 教育庁 | 義務教育課 | H20.4.1 | 人事管理システム維持・管理支援業務 | 3,988,950 | 日本電気株式会社 長崎支店 支店長 田中大吾 | 当該業務は、稼働中の人事管理システムの円滑な運営を目的としており、人事管理システムを正確かつ迅速に支援できる業者でなければならないが、当システムは開発者の固有の技術による部分は公開できないため、他と競争できず契約の相手方が開発者である日本電気株式会社に特定されるため。 | 第167条の2 第1項 第2号 |
| 25 | 教育庁 | 義務教育課 | 20.7.14 | 学校評価の充実・改善のための実践研究 事業委託 | 2,000,000 | 諫早市東小路町7-1 諫早市長 吉次 邦夫 | 当該事業は、国からの委託事業であり、国が地域や学校、児童生徒の実態を踏まえ、実施地域として諫早市を採択したものであり、事業実施要項に基づき、契約を締結したものであるため。 | 第167条の2 第1項 第2号 |
| 26 | 教育庁 | 義務教育課 | 20.7.14 | 学校評価の充実・改善のための実践研究 事業委託 | 2,000,000 | 西海市大瀬戸町瀬戸樫浦郷 2222 西海市長 山下純一郎 | 当該事業は、国からの委託事業であり、国が地域や学校、児童生徒の実態を踏まえ、実施地域として西海市を採択したものであり、事業実施要項に基づき、契約を締結したものであるため。 | 第167条の2 第1項 第2号 |
| 27 | 教育庁 | 高校教育課 | H20.4.1 | 豊かな体験活動推進 事業(農山漁村にお けるふるさと生活体験 推進校)委託 | 3,600,000 | 長崎市小ヶ倉町1-408 長崎市立小ヶ倉小学校 校長 島田 博志 | 県が国からの委託を受け、地域や学校、児童生徒の実態を踏まえて推進校を指定し、実践的な調査研究を再委託するため、相手先が特定される。 | 第167条の2 第1項第2号 |
| 28 | 教育庁 | 高校教育課 | H20.4.1 | 豊かな体験活動推進 事業(農山漁村にお けるふるさと生活体験 推進校)委託 | 4,000,000 | 長崎市小江原3-19-1 長崎市立桜が丘小学校 校長 桑原 雄二 | 県が国からの委託を受け、地域や学校、児童生徒の実態を踏まえて推進校を指定し、実践的な調査研究を再委託するため、相手先が特定される。 | 第167条の2 第1項第2号 |
| 29 | 教育庁 | 高校教育課 | H20.4.1 | 豊かな体験活動推進 事業(農山漁村にお けるふるさと生活体験 推進校)委託 | 1,300,000 | 長崎市池島町1522 長崎市立池島小中学校 校長 川口 典貴 | 県が国からの委託を受け、地域や学校、児童生徒の実態を踏まえて推進校を指定し、実践的な調査研究を再委託するため、相手先が特定される。 | 第167条の2 第1項第2号 |

平成20年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名:教育庁

H21.3.31 現在

| 番号 | 所管部局 | 所管課 (地方機関名) | 契約締結日 | 契約の名称 | 契約金額(円) | 契約の相手先 住所 氏名 | 随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載) | 地方自治法施行令 適用条項 |
|----|------|----------------|---------|------------------------------------|-----------|--|---|-------------------|
| 30 | 教育庁 | 高校教育課 | H20.4.1 | 豊かな体験活動推進事業(農山漁村におけるふるさと生活体験推進校)委託 | 1,800,000 | 平戸市中野大久保町888 平戸市立中野小学校 校長 谷川 晴峰 | 県が国からの委託を受け、地域や学校、児童生徒の実態を踏まえて推進校を指定し、実践的な調査研究を再委託するため、相手先が特定される。 | 第167条の2 第1項第2号 |
| 31 | 教育庁 | 高校教育課 | H20.4.1 | 豊かな体験活動推進事業(農山漁村におけるふるさと生活体験推進校)委託 | 1,300,000 | 松浦市御厨町前田免10 松浦市立御厨小学校 校長 中田 順子 | 県が国からの委託を受け、地域や学校、児童生徒の実態を踏まえて推進校を指定し、実践的な調査研究を再委託するため、相手先が特定される。 | 第167条の2 第1項第2号 |
| 32 | 教育庁 | 高校教育課 | H20.4.1 | 豊かな体験活動推進事業(農山漁村におけるふるさと生活体験推進校)委託 | 4,000,000 | 松浦市志佐町浦免1680 松浦市立志佐小学校 校長 島田 茂明 | 県が国からの委託を受け、地域や学校、児童生徒の実態を踏まえて推進校を指定し、実践的な調査研究を再委託するため、相手先が特定される。 | 第167条の2 第1項第2号 |
| 33 | 教育庁 | 高校教育課 | H20.4.1 | 豊かな体験活動推進事業(農山漁村におけるふるさと生活体験推進校)委託 | 1,100,000 | 松浦市今福町東免16 松浦市立今福小学校 校長 鴨川 寛二 | 県が国からの委託を受け、地域や学校、児童生徒の実態を踏まえて推進校を指定し、実践的な調査研究を再委託するため、相手先が特定される。 | 第167条の2 第1項第2号 |
| 34 | 教育庁 | 高校教育課 | H20.4.1 | 豊かな体験活動推進事業(農山漁村におけるふるさと生活体験推進校)委託 | 1,400,000 | 吉崎市芦辺町箱崎釘ノ尾触 652-1 吉崎市立箱崎小学校 校長 馬場 昭洋 | 県が国からの委託を受け、地域や学校、児童生徒の実態を踏まえて推進校を指定し、実践的な調査研究を再委託するため、相手先が特定される。 | 第167条の2 第1項第2号 |
| 35 | 教育庁 | 高校教育課 | H20.4.1 | 豊かな体験活動推進事業(農山漁村におけるふるさと生活体験推進校)委託 | 1,700,000 | 西海市西彼町白似田郷934 西海市立白似田小学校 校長 江島 英典 | 県が国からの委託を受け、地域や学校、児童生徒の実態を踏まえて推進校を指定し、実践的な調査研究を再委託するため、相手先が特定される。 | 第167条の2 第1項第2号 |
| 36 | 教育庁 | 高校教育課 | H20.4.1 | 豊かな体験活動推進事業(農山漁村におけるふるさと生活体験推進校)委託 | 2,100,000 | 西海市西海町中浦北郷2012 西海市立西海南中学校 校長 林 和憲 | 県が国からの委託を受け、地域や学校、児童生徒の実態を踏まえて推進校を指定し、実践的な調査研究を再委託するため、相手先が特定される。 | 第167条の2 第1項第2号 |

平成20年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名:教育庁

H21.3.31 現在

| 番号 | 所管部局 | 所管課 (地方機関名) | 契約締結日 | 契約の名称 | 契約金額(円) | 契約の相手先 住所 氏名 | 随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載) | 地方自治法施行令 適用条項 |
|----|------|----------------|----------|--------------------------|-----------|--|---|-------------------|
| 37 | 教育庁 | 高校教育課 | H20.4.14 | 長崎県高校生ものづくりコンテスト開催業務委託 | 1,800,000 | 佐世保市瀬戸越3-3-30 長崎県高校生ものづくりコンテスト実行委員会 会長 渡邊 真治 | 契約の相手方である「長崎県高校生ものづくりコンテスト実行委員会」は、ものづくりコンテスト開催のために、県立工業高等学校長及び関係機関からの推薦者を中心に組織された委員会であり、大会実施にあたっては管理運営上、契約の相手方が特定されるため。 | 第167条の2 第1項第2号 |
| 38 | 教育庁 | 高校教育課 | H20.5.20 | 長崎県高等学校ロボットコンクール開催業務委託 | 2,500,000 | 大村市森岡町1079-3 長崎県高等学校ロボットコンクール実行委員会 会長 阿部 隆司 | 契約の相手方である「長崎県高等学校ロボットコンクール実行委員会」は、ロボットコンクール開催のために組織された委員会であり、県立工業高等学校長及び関係機関の代表を中心に組織されたものであり、大会実施にあたっては管理運営上、契約の相手方が特定されるため。 | 第167条の2 第1項第2号 |
| 39 | 教育庁 | 高校教育課 | H20.7.31 | 高校生の上海中国語研修に係る学費 | 1,176,812 | 上海市大連西路550号 上海外国語大学 | 「長崎県教育委員会と上海外国語大学との教育交流に関する協議書」(平成16年10月25日)に基づき、平成17年から上海外国語大学へ短期留学生を派遣しているため、契約の相手方が特定される。 | 第167条の2 第1項第2号 |
| 40 | 教育庁 | 高校教育課 | H20.7.1 | スクールソーシャルワーカー活用事業委託 | 3,300,000 | 大村市玖島1-25 大村市長 松本 崇 | 事業の目的を効率的に達成するため、地域や学校、児童生徒の実態を踏まえ、国が指定する地域に調査研究を委託するため、相手方が特定される。 | 第167条の2 第1項第2号 |
| 41 | 教育庁 | 高校教育課 | H20.7.1 | スクールソーシャルワーカー活用事業委託 | 4,000,000 | 五島市福江町1-1 五島市長 中尾 郁子 | 事業の目的を効率的に達成するため、地域や学校、児童生徒の実態を踏まえ、国が指定する地域に調査研究を委託するため、相手方が特定される。 | 第167条の2 第1項第2号 |
| 42 | 教育庁 | 高校教育課 | H20.10.6 | 「高校生の離島留学制度」生徒募集のための新聞広告 | 1,050,000 | 長崎市勝山町37 株式会社 読売広告西部 長崎支社 支社長 川浪 修 | 高校生の離島留学制度に係る生徒募集及び大阪で開催する実施校説明会を周知するための広報活動の一環として、大阪を中心とした関西地区及びその周辺に幅広く、確実に情報を伝えることが必要であるため、関西地区において購読者が多い新聞社との随意契約とする。 | 第167条の2 第1項第2号 |
| 43 | 教育庁 | 生涯学習課 | H20.7.17 | 「しま」巡り交流事業におけるバス借り上げ契約 | 1,194,900 | 五島市東浜1丁目2番1号 五島自動車株式会社 代表取締役 田中雄介 | 五島市(福江島)で開催する「しま」巡り交流事業において、参加者等(460名)の移送のため大型バス10台の借り上げの必要が生じたが、五島市では同条件での借り上げが、五島自動車株式会社のみが対応可能であるため。 | 第167条の2 第1項第2号 |
| 44 | 教育庁 | 生涯学習課 | H20.12.9 | 平成20年度 高校卒業記念誌事業「きらめき企画」 | 1,050,000 | 長崎市恵美須町4-5NBCサードビル9F 株式会社 九州広告 代表取締役社長 三木孝嗣 | 今回の企画は、(株)長崎県新聞社、NBC長崎放送(株)、(株)九州広告の3社による共同企画であり、他に同等の企画がないこと。 同企画にかかる広告料の取引に関する事務処理を(株)九州広告が代表となって行っていること。 同企画による広告料が、同等の内容で県が一般的に使用している広告媒体で実施した場合と比較して著しく安価な設定であると判断できること。 | 第167条の2 第1項第2号 |

平成20年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名:教育庁

H21.3.31 現在

| 番号 | 所管部局 | 所管課 (地方機関名) | 契約締結日 | 契約の名称 | 契約金額(円) | 契約の相手先 住所 氏名 | 随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載) | 地方自治法施行令 適用条項 |
|----|------|----------------|----------|---|-----------|--|---|--------------------|
| 45 | 教育庁 | 学芸文化課 | H20.6.6 | 平成20年度長崎県 青少年劇場(児童劇 公演) | 1,512,000 | 東京都千代田区六番町13-4 浅松ビル2A 社団法人 日本児童演劇協 会 会長 内木 文英 | 長崎県青少年劇場は、主に学校の体育館という限られた施設の条件の中での公演であり、鑑賞者が児童生徒であるために、上演演目も学校教育上、適切な内容であることが必要である。 このため、学校等で十分な公演実績がある団体が事業主旨に見合う公演を実施できる団体を選択した。 | 第167条の2 第1項 第2号 |
| 46 | 教育庁 | 学芸文化課 | H20.9.1 | 平成20年度長崎県 高等学校舞台芸術巡 回公演「ギター & 木管 アンサンブル」公演 | 1,504,080 | 長崎市松山町4-36 コンサートホール40(音楽小屋) 代表 山口 修 | 長崎県高等学校舞台芸術巡回公演は、主に学校の体育館という限られた施設の条件の中での公演であり、鑑賞者が生徒であるために、上演内容も学校教育上、適切な内容であることが必要。また、本事業は、学校へ開催希望調査をする必要があることから、まず公演予定団体及び演目を決定しなければならないが、その選定にあたっては、契約の透明性・公平性を高めるため、県高等学校文化連盟各専門部に対し、高校生の鑑賞にふさわしい団体及び演目を各種目ごとに3団体程度推薦を依頼し、推薦団体候補より条件を揃えた見積書を徴取し、公演料の最も安価な団体を演目を含め実施予定団体とした。今回、学校の希望調査結果を踏まえ、実施校を決定し、それに基づく見積書を団体より徴取し、随意契約とした。 | 第167条の2 第1項 第2号 |
| 47 | 教育庁 | 学芸文化課 | H20.9.1 | 平成20年度長崎県 高等学校舞台芸術巡 回公演「合唱」公演 | 2,162,970 | 東京都練馬区東大泉3-22- 15 シンフォニー・プラザ2F 東京合唱協会 代表 内藤 彰 | 長崎県高等学校舞台芸術巡回公演は、主に学校の体育館という限られた施設の条件の中での公演であり、鑑賞者が生徒であるために、上演内容も学校教育上、適切な内容であることが必要。また、本事業は、学校へ開催希望調査をする必要があることから、まず公演予定団体及び演目を決定しなければならないが、その選定にあたっては、契約の透明性・公平性を高めるため、県高等学校文化連盟各専門部に対し、高校生の鑑賞にふさわしい団体及び演目を各種目ごとに3団体程度推薦を依頼し、推薦団体候補より条件を揃えた見積書を徴取し、公演料の最も安価な団体を演目を含め実施予定団体とした。今回、学校の希望調査結果を踏まえ、実施校を決定し、それに基づく見積書を団体より徴取し、随意契約とした。 | 第167条の2 第1項 第2号 |
| 48 | 教育庁 | 学芸文化課 | H20.9.10 | 平成20年度長崎県 高等学校舞台芸術巡 回公演「能・狂言」公 演 | 1,500,000 | 長崎市浜口町2-14 「長崎の子供たちへ能楽を」 実行委員会 会長 野田 正 | 長崎県高等学校舞台芸術巡回公演は、主に学校の体育館という限られた施設の条件の中での公演であり、鑑賞者が生徒であるために、上演内容も学校教育上、適切な内容であることが必要。また、本事業は、学校へ開催希望調査をする必要があることから、まず公演予定団体及び演目を決定しなければならないが、その選定にあたっては、契約の透明性・公平性を高めるため、県高等学校文化連盟各専門部に対し、高校生の鑑賞にふさわしい団体及び演目を各種目ごとに3団体程度推薦を依頼し、推薦団体候補より条件を揃えた見積書を徴取し、公演料の最も安価な団体を演目を含め実施予定団体とした。今回、学校の希望調査結果を踏まえ、実施校を決定し、それに基づく見積書を団体より徴取し、随意契約とした。 | 第167条の2 第1項 第2号 |
| 49 | 教育庁 | 学芸文化課 | H20.9.19 | 平成20年度長崎県 高等学校舞台芸術巡 回公演「民族音楽」公 演 | 1,200,000 | 福岡県北九州市小倉北区田 町10番38号 株式会社 雅夢 代表取締役 藤田 雅幸 | 長崎県高等学校舞台芸術巡回公演は、主に学校の体育館という限られた施設の条件の中での公演であり、鑑賞者が生徒であるために、上演内容も学校教育上、適切な内容であることが必要。また、本事業は、学校へ開催希望調査をする必要があることから、まず公演予定団体及び演目を決定しなければならないが、その選定にあたっては、契約の透明性・公平性を高めるため、県高等学校文化連盟各専門部に対し、高校生の鑑賞にふさわしい団体及び演目を各種目ごとに3団体程度推薦を依頼し、推薦団体候補より条件を揃えた見積書を徴取し、公演料の最も安価な団体を演目を含め実施予定団体とした。今回、学校の希望調査結果を踏まえ、実施校を決定し、それに基づく見積書を団体より徴取し、随意契約とした。 | 第167条の2 第1項 第2号 |

平成20年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名:教育庁

H21.3.31 現在

| 番号 | 所管部局 | 所管課 (地方機関名) | 契約締結日 | 契約の名称 | 契約金額(円) | 契約の相手先 住所 氏名 | 随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載) | 地方自治法施行令 適用条項 |
|----|------|----------------|-----------|---------------------------------|------------|--|--|--------------------|
| 50 | 教育庁 | 学芸文化課 | H20.9.19 | 平成20年度長崎県青少年劇場(声楽公演) | 1,701,000 | 東京都千代田区猿楽町2-1-8 財団法人 日本青少年文化センター 理事長 衛藤 征士郎 | 長崎県青少年劇場は、主に学校の体育館という限られた施設の条件の中での公演であり、鑑賞者が児童生徒であるために、上演演目も学校教育上、適切な内容であることが必要である。 このため、学校等で十分な公演実績がある団体で事業主旨に見合う公演を実施できる団体を選択した。財団法人日本青少年文化センターは、本事業において昭和47年からの公演実績を持ち、毎年質の高い公演を実施している。また、全国的にも活動実績が豊富であり、本センターが昭和26年にスタートしてから、これまでの公演回数は、3万回を超え、鑑賞した子どもたちは、2000万人を突破するなど、公演回数・鑑賞者数ともに国内最大級の実績を誇る。さらに、本センターは、公演費の25%を負担して、芸術鑑賞教育運動を進める団体であり、県費財政の負担軽減の観点からも、この団体との契約が妥当と考えられる。 | 第167条の2 第1項 第2号 |
| 51 | 教育庁 | 学芸文化課 | H20.10.7 | 平成20年度長崎県高等学校舞台芸術巡回公演「室内楽」公演 | 1,228,815 | 長崎市上町1-35 NBC別館7階 長崎県音楽連盟 会長 伊藤 昭六 | 長崎県高等学校舞台芸術巡回公演は、主に会場が学校の体育館という限られた施設の条件の中での公演であるとともに、鑑賞者が高校生であるので、上演内容も学校教育上、適切であることが必要。また、本事業は、学校へ開催希望調査をすることから、まず実施予定団体及び演目を開催校の前に決定しなければならない。公演団体及び演目の決定にあたり、契約の透明性・公平性を高めるため、県高等学校文化連盟各専門部に対し、高校生の鑑賞にふさわしい団体及び演目を各団体に3団体程度推薦を依頼し、推薦団体候補より条件を揃えた見積書を徴取し、公演料の最も安価な団体を実施予定団体とした。今回、学校の希望調査結果を踏まえ、実施校を決定し、それに基づく見積書を実施予定団体より徴取し、随意契約とした。 | 第167条の2 第1項 第2号 |
| 52 | 教育庁 | 学芸文化課 | H20.11.14 | 平成20年度長崎県高等学校舞台芸術巡回公演「演劇」公演 | 2,677,500 | 東京都中野区東中野1-2-4 株式会社東京演劇集団風 代表取締役 坂牧 明 | 長崎県高等学校舞台芸術巡回公演は、鑑賞者が生徒であるために、上演内容が学校教育上、適切な内容であることが必要。また本事業は、学校へ開催希望調査をすることから、まず実施予定団体及び演目を決定しなければならない。公演団体及び演目の決定にあたり、契約の透明性・公平性を高めるため、県高等学校文化連盟各専門部に対し、高校生の鑑賞にふさわしい団体及び演目を各団体に3団体程度推薦を依頼し、推薦団体候補より条件を揃えた見積書を徴取し、公演料の最も安価な団体を演目を含め実施予定団体とした。今回、学校の希望調査結果を踏まえ、実施校を決定し、それに基づく見積書を実施予定団体より徴取し、随意契約とした。 | 第167条の2 第1項 第2号 |
| 53 | 教育庁 | 体育保健課 | H20.4.1 | 平成20年度長崎県立総合運動公園トレーニング室管理運営業務委託 | 3,772,000 | 諫早市宇都町27-1 社団法人 長崎県公園緑地協会 会長 吉次邦夫 | トレーニング室は、陸上競技場全体の施設の中の一部として利用されているため、陸上競技場の指定管理者が一体的に管理することが、利用者が施設を相互に利用するうえで効率的である。 | 第167条の2 第1項 第2号 |
| 54 | 教育庁 | 体育保健課 | H20.4.1 | 平成20年度長崎県艇(ヨット)管理運営業務委託 | 2,484,000 | 長崎市福田本町1892番地 長崎サンセットマリーナ(株) 代表取締役社長 松尾哲郎 | 現在、県が有している県艇を安全かつ適正に保管できる艇庫を有しているのは、長崎サンセットマリーナのみである。 | 第167条の2 第1項 第2号 |
| 55 | 教育庁 | 体育保健課 | H20.4.1 | 平成20年度競技力向上対策事業委託 | 98,173,000 | 長崎市江戸町2-13 長崎県競技力向上対策本部 本部長 寺田隆士 | 長崎県競技力向上対策本部は、各競技団体と密接に連携を取りながら、現状や課題、問題点などを検証し、的確に競技力の強化を図るなど、本事業を担う為に設立されたものである。また、競技力向上対策は県の重点プロジェクトに位置づけられており、この点においても県の意向が十分に反映される。 | 第167条の2 第1項 第2号 |

平成20年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名:教育庁

H21.3.31 現在

| 番号 | 所管部局 | 所管課 (地方機関名) | 契約締結日 | 契約の名称 | 契約金額(円) | 契約の相手先 住所 氏名 | 随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載) | 地方自治法施行令 適用条項 |
|----|------|----------------|-----------|-----------------------------|------------|--|---|--------------------|
| 56 | 教育庁 | 体育保健課 | H20.4.1 | 平成20年度ヨット競技ジュニア育成事業委託 | 4,000,000 | 長崎市松山町2-5 財団法人 長崎県体育協会 理事長 高谷 信 | 長崎県体育協会は、各競技団体と連携・協力が確立されており、専門性の高いヨット競技においても、指導者の確保や安全対策に力を発揮できる。また、ヨット競技は平成26年長崎国体に向けジュニア層の強化を図っているが、同協会は公益法人として本県の体育・スポーツの振興に寄与している団体で、従来から県と連携を保っており、この点においても県の意向が十分反映される。 | 第167条の2 第1項 第2号 |
| 57 | 教育庁 | 体育保健課 | H20.5.1 | 平成20年度国民体育大会派遣費等支給業務委託 | 86,496,385 | 長崎市松山町2-5 財団法人 長崎県体育協会 理事長 高谷 信 | 長崎県体育協会は、各競技団体と連携・協力が確立されており、平素からの連絡調整等についても十分機能しているうえ、国体において選手団の窓口業務を担っており、出場選手の動向を的確かつ速やかに把握でき、本事業を執行するうえでも効率的に行える。 | 第167条の2 第1項 第2号 |
| 58 | 教育庁 | 体育保健課 | H20.7.25 | 平成20年度県立学校学校給食調理等業務委託(県南地区) | 62,949,600 | 長崎市丸尾町6-14 三菱電機ライフサービス(株) 長崎支店 支店長 川良紀郎 | プロポーザル方式により(5者参加)契約相手方を選定した。 | 第167条の2 第1項第2号 |
| 59 | 教育庁 | 体育保健課 | H20.7.25 | 平成20年度県立学校学校給食調理等業務委託(県北地区) | 29,032,416 | 大村市協和町1736 アサヒフード(株) 代表取締役 澤ノ井敏行 | プロポーザル方式により(3者参加)契約相手方を選定した。 | 第167条の2 第1項第2号 |
| 60 | 教育庁 | 体育保健課 | H20.8.25 | 長崎県立総合体育館運動負荷試験システム修理 | 6,825,000 | 福岡博多区東比恵2丁目12番22号 日本光電九州株式会社 九州支社 支社長 松林 和弘 | システムを組むデータ設定については、それぞれのメーカーで異なっており、本システムは日本光電(株)独自のプロトコルにて信号制御されている。システムは全体でひとつとなっていることから他社製品を使用することはできず、メーカー間でも他社のものを取り扱うことはないとのことである。 | 第167条の2 第1項第2号 |
| 61 | 教育庁 | 体育保健課 | H20.11.10 | 長崎県ボルダリング競技施設建設工事 | 17,199,000 | 東京都江東区深川 2-8-19 東商アソシエイト株式会社 代表取締役 永澤 駿一 | ボルダリング施設の整備は、建築基準法やクライミング施設強度基準(EC基準)に準拠した躯体強度を持たせたいうえで、立体的な変化を構成しなくてはならないが、そのためには、十分な施工実績と施設の安全をチェックできる有資格者(一級建築士、国際審判員・コースセッター等)の監理が必須となる。国内においては、設計事務所の登録(一級建築士が在籍)を持ち、国際コースセッターが在籍している専門業者は、東商アソシエイト(株)だけである。 | 第167条の2 第1項第2号 |
| 62 | 教育庁 | 体育保健課 | H21.2.13 | カヌーコース購入 | 8,179,500 | 愛知県西春日井郡春日町大字落合字長畑1 豊田合成株式会社 取締役社長 若山 甫 | カヌーコースは、日本カヌー連盟が定めた規格で公認を得なければならないが、カヌーコースには、コースワイヤーの材質が、ステンレススチールのものでプラスチックものがあるが、プラスチックのものは価格が安価であり、また、本県では海面をコースとして利用する以外に設置場所がないため、錆びる心配もなく、軽量で設置・撤去が容易なプラスチック製ワイヤーのコースを選定し、プラスチック製ワイヤーのコースとして唯一日本カヌー連盟の公認実績のある豊田合成株式会社と随意契約した。 | 第167条の2 第1項 第2号 |
| 63 | 教育庁 | 佐世保文化財調査事務所 | 20.4.1 | 佐世保文化財調査事務所現場事務所賃貸 | 3,150,000 | 長崎市戸町4丁目27番32号 大和リース株式会社 長崎営業所 所長 竹中茂雄 | 当該建物は佐世保教育事務所文化財調査課時代から現場事務所として平成20年3月末まで賃貸借契約をしていた建物で、平成20年4月以降も引き続き現場事務所として使用する必要がある。新たな建物を賃貸借契約することにより生じる大幅な経費負担増及び数ヶ月に及ぶ建設期間、建物建設中の一時保管場所の確保などの問題を回避し年度当初から事業を円滑に推進するためには、既存建物を継続して使用するほかには方法はなく、そのため他の業者との競争ができず契約の相手方が大和リース株式会社長崎営業所に特定されるため。 | 第167条の2 第1項第2号 |

平成20年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名:教育庁

H21.3.31 現在

| 番号 | 所管部局 | 所管課 (地方機関名) | 契約締結日 | 契約の名称 | 契約金額(円) | 契約の相手先 住所 氏名 | 随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載) | 地方自治法施行令 適用条項 |
|----|------|----------------|----------|--------------------------------------|------------|--|---|--------------------|
| 64 | 教育庁 | 長崎図書館 | H20.4.1 | 図書製本業務 | 1,944,000 | 個人との契約により未表記 | 専門的技術を必要とする業務であり近隣に他の技術者がおらず、また細やかな要望と多くの数量に迅速にこたえなければならぬため、契約の相手方が特定される。 | 第167条の2 第1項 第2号 |
| 65 | 教育庁 | 長崎図書館 | H20.4.1 | NICHIGAI/WEBデータサービス使用 | 1,171,800 | 福岡市博多駅中央街2-1 (株)紀伊國屋書店九州営業部 | 本データサービスの取扱業者が特定されるため。 | 第167条の2 第1項 第2号 |
| 66 | 教育庁 | 長崎図書館 | H20.4.1 | 新刊全件マーク等データサービス使用 | 2,667,000 | 東京都文京区大塚3-4-7 (株)図書館流通センター | 本データサービスの取扱業者が特定されるため。 | 第167条の2 第1項 第2号 |
| 67 | 教育庁 | 長崎北 高等学校 | H21.2.16 | ビームライフル用機器 購入 | 3,725,925 | 茨城県古河市東牛谷603-2 興東電子(株) 代表取締役 館野 國男 | ビームライフル装置及び銃器等の使用における安全と競技の公正を図るため、(社)日本ライフル射撃協会は検定基準を設け、合格したものだけを認定品とし、競技会での使用を許している。(社)日本ライフル射撃協会に問い合わせたところ、認定品の取扱店は、興東電子(株)1社のみという回答を受けた。生徒の安全性の確保はもちろんのこと、競技力向上の観点からも、実際に競技会で使用される認定品の購入が必要であると判断し興東電子(株)1社との随意契約を決定した。 | 第167条の2 第1項 第2号 |
| 68 | 教育庁 | 五島 高等学校 | H20.4.1 | 平成20年度衛生看護 科生徒看護臨床実習 委託 | 17,404,800 | 五島市吉久木町205 長崎県離島医療圏組合 五島市病院事業病院理事長 中尾郁子 | 衛生看護科生徒が准看護師試験資格を得る為には一定数の病院実習を終えることが必須。30名以上の生徒を同時に受け入れ実習させるだけの規模を有する病院が1院しかない。また、当院は長崎県離島医療圏組合という県と五島市の共同出資により運営されており信頼性が高く、平成13年度末に改築されており、最新の医療設備を有するため。 | 第167条の2 第1項 第2号 |
| 69 | 教育庁 | 長崎鶴洋 高等学校 | H20.4.1 | 臨海実習場監視等業 務委託 | 2,435,000 | 長崎市香焼町1268-7 受託代表者 濱田 稔 | 監視業務は、臨海実習場の海洋生物を守るうえで必要不可欠なものであり、本契約は県の単価提示による委任、委託である。 | 第167条の2 第1項第2号 |
| 70 | 教育庁 | 長崎鶴洋 高等学校 | H20.4.16 | 実習船「長水丸」保安 対策工事 | 2,152,500 | 長崎市浪の平町4-2 長崎造船 株式会社 代表取締役社長 宮春 薫 | 実習船「長水丸」の船舶保安証書を5/20出港までに取得しなければならず、そのための保安対策工事である。証書取得までに入札等をすする期間がなく、また契約相手方と中間検査ドック中であるため、随意契約を行った。 | 第167条の2 第1項第2号 |
| 71 | 教育庁 | 長崎鶴洋 高等学校 | H21.2.26 | 冷凍装置・空調機・糧 食庫冷凍機点検整備 (長水丸 機関部) | 2,246,937 | 長崎市戸町2-1-18 日新興業 株式会社 長崎 出張所 所長 赤星泰三 | 新船時にこの機械を納入した業者であり、他業者では修繕・点検等ができない状況である。部品等も純正品使用であり、随意契約を行った。 | 第167条の2 第1項第2号 |